

三田市さんだ里山スマートシティ官民共創プラットフォーム設置要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 プラットフォーム（第3条—第9条）
- 第3章 運営委員会（第10条—第14条）
- 第4章 分野別部会（第15条—第20条）
- 第5章 分科会（第21条—第28条）
- 第6章 補則（第29条・第30条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、さんだ里山スマートシティを実現するために、三田市さんだ里山スマートシティ官民共創プラットフォームの設置に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、さんだ里山スマートシティ（以下「スマートシティ」という。）とは、デジタル技術をはじめとした先進技術やICT利活用、データ利活用等により、市民生活の質の向上、都市機能の最適化、市役所のスマート化等を目指す都市をいう。

2 この要綱において、三田市さんだ里山スマートシティ官民共創プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）とは、デジタル技術をはじめとした先進技術やICT利活用、データ利活用、その他のスマートシティの実現に関し、多様な主体の積極的な参画及び官民等による共創を促し、本市におけるスマートシティの実現に向けた取り組みを推進する組織をいう。

3 この要綱において、運営委員会とは、プラットフォームの活動方針の決定等を行うことを目的に設置する組織をいう。

4 この要綱において、分野別部会（以下「部会」という。）とは、プラットフォームの活動を推進するため、特定事項の調査、研究等を行うことを目的に設立する組織をいう。

第2章 プラットフォーム

（活動内容）

第3条 プラットフォームは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 部会による調査、研究等活動内容の共有
- (2) 会員間の情報共有及び共創の促進に関する活動
- (3) 会員からの地域課題の解決等に資する提案への支援に関する活動
- (4) スマートシティに関する啓発や人材育成等に関する活動
- (5) その他スマートシティの実現に資する活動

(組織)

第4条 プラットフォームは、目的に賛同する次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 運営会員 三田市、スマートシティの推進に関して専門的な識見を有する者として市長が認める者、企業及び団体並びに部会の代表者により構成され、プラットフォームの運営を行う。
- (2) 共創会員 会員登録の届出を行った企業及び団体であって、会長に承認されたものにより構成され、プラットフォームの活動に資する役務の提供、三田市を活動領域とした具体的な事業の提案及び実施、会員間の共創事業の主催等の申出、その他スマートシティの実現に資する具体的な活動に取り組む。
- (3) 一般会員 会員登録の届出を行った企業及び団体であって、会長に承認されたものにより構成され、会員間で情報共有を行う。

(会長)

第5条 プラットフォームに会長を置く。

- 2 会長は、プラットフォームを代表し、三田市長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、運営委員会に対し、プラットフォームの活動方針、状況その他必要な事項等を報告させ、意見を述べることができる。

(会員登録)

第6条 共創会員又は一般会員としての登録を希望する企業や団体等は、会長に登録の届出を行うものとする。

- 2 会長は、前項の届出があったときは、内容の確認を行い、登録を承認する。
- 3 会長は、前項の承認を行ったときは、登録の届出を行った会員に通知する。
- 4 会長は、第2項の確認の際に疑義が生じた場合は、登録の届出を行った会員に確認するとともに、疑義が解消しない場合は、承認できない旨を通知する。
- 5 会長は、登録された会員の情報を三田市さんだ里山スマートシティ官民共創プラットフォームホームページ等に掲載する。
- 6 会員は、前項の掲載について事前に承諾したうえで会員登録届出を行い、掲載可否に関して異議を述べないものとする。

(退会等)

第7条 共創会員及び一般会員は、プラットフォームの退会を希望する場合、三田市が定める様式により、希望する退会日の1ヶ月前までに会長に届け出なければならない。

- 2 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員を除名することができる。
 - (1) 会員がこの要綱の規定に違反し、又は、プラットフォームの信用を著しく害する行為を行ったとき。
 - (2) 会員が解散し、活動を停止し、又は、会員に営業等の活動実態がないと認められたとき。

- (3) 会員が暴力団等反社会勢力と関係があることが判明したとき。
- (4) その他プラットフォームの運営に当たって、重大な支障が生じると認められるとき。

(会費)

第8条 プラットフォームの会員の年会費及び入会金は、無料とする。

(秘密保持)

第9条 会員及び部会の構成員は、プラットフォームの活動（部会や分科会を含む。以下同じ。）を通して知り得た他の会員の技術的な情報、秘密等を許可なく第三者に開示又は漏洩してはならない。プラットフォームを退会し、又は、プラットフォームの活動を行わなくなった後も同様とする。

第3章 運営委員会

(設置)

第10条 プラットフォームの運営を行うために、運営委員会を設置する。

(活動内容)

第11条 運営委員会は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) プラットフォームの基本となる活動方針の決定
- (2) 会員間の情報共有
- (3) 会員のスマートシティに関する取組事例の情報共有
- (4) 分野別部会及び分科会の設置、変更及び廃止の承認
- (5) 分野別部会及び分科会のスマートシティに関する取組事例の情報共有
- (6) 各分野部会及び会員間の共創の促進に関する活動
- (7) 各分野部会及び会員からの地域課題の解決等に資する提案への支援に関する活動
- (8) その他スマートシティの実現に資する活動

(組織)

第12条 運営委員会は、運営会員により構成する。

(委員長及び副委員長)

第13条 運営委員会の会務を総括するため、運営委員会に委員長1名を置き、会長の指定する者をもって充てる。

- 2 委員長を補佐し、委員長の事故等があったときはその職務を代理するため、運営委員会に副委員長1名を置き、会長の指定する者をもって充てる。

(会議)

第14条 運営委員会は、委員長が招集し、その議事を司る。

- 2 委員長は、運営委員会の開催を文書（電磁的記録による文書を含む。）による合議をもって、運営委員会の開催に代えることができる。
- 3 運営委員会の議事は、運営委員の総意により決する。ただし、出席委員で意見が割れる場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第4章 分野別部会

(設置)

第15条 運営委員会に部会を設置することができる。

(活動内容)

第16条 部会は、分野別に設置され、特定事項の調査、研究等を行う。

(組織)

第17条 部会は、三田市のほか、部会が扱う特定事項について専門的知見又は能力を有する次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 共創会員
- (2) 公的又は公共的団体及びその職員
- (3) その他会長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第18条 部会に会務を統括する会長及び会長を補佐し、事故等があったときにその職務を代理する副会長をおく。

(活動報告)

第19条 部会は、活動状況について、適宜、運営委員会に報告するものとする。

(その他)

第20条 部会の活動等について、その他必要な事項は部会ごとに定めるものとする。

第5章 分科会

(設置)

第21条 プラットフォームの2名以上の会員により組織される分科会を設置することができる。

(活動内容)

第22条 分科会は、会員間の共創や分野横断的な課題解決に資する取組み等による事業化に向けた調査、研究、検討、実証等を行う。

(設置の提案及び決定)

第23条 運営会員及び共創会員は、委員長に対して分科会の設置を提案することができる。

- 2 分科会の設置を提案する会員は、委員長に活動計画を提出しなければならない。
- 3 運営委員会は、第1項の提案を受けたときは、提出された活動計画がプラットフォームの目的の達成に資するか否かを審査し、設置の可否を決定する。

(組織)

第24条 分科会は、設置を提案した会員のほか、当該分科会への参加を希望する会員をもって構成する。

(廃止)

第25条 委員会は、分科会の構成員又は活動が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該分科会を廃止することができる。

- (1) この要綱の規定に違反し、又は、プラットフォームの信用を著しく害したとき。

- (2) 主要な構成員が解散し、又は、営業及び活動を停止したとき。
- (3) 構成員が暴力団等反社会勢力と関係があることが判明したとき。
- (4) 活動計画に沿った活動が行われない、又は、活動実態がないと判断される時。
- (5) 事業の内容が確立し、実施できる状態となり、分科会の意義を喪失したとき。
- (6) その他プラットフォームの運営に当たって、重大な支障が生じると認められるとき。

(活動報告)

第26条 分科会は、各年度1回以上、活動状況について運営委員会に報告するものとする。

2 分科会は、活動を終える場合に、活動状況について運営委員会に報告するものとする。

(費用)

第27条 分科会の活動に要する費用は、構成員が負担する。この場合において、構成員ごとの負担割合は、構成員が協議して決定する。

(事例の共有)

第28条 分科会の活動計画、活動成果及び活動報告（以下「活動成果等」という。）は会員に共有され、会員は、活動成果等を自由に利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、活動成果等について、技術的な開発成果等共有することが望ましくない知見、技術等が含まれると分科会が判断したときは、分科会は、当該活動成果等の取扱いについて運営委員会と協議するものとする。

3 分科会は、活動成果等について、知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、あらかじめ運営委員会と協議するものとする。

第6章 補則

(事務局)

第29条 プラットフォームの運営に係る事務を処理するため、三田市のスマートシティ推進を所管する部署に事務局を置く。

2 部会の運営に係る事務を処理するため、各部会の分野を所管する三田市の部署に事務局を置く。

(雑則)

第30条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。